

# 死亡労働災害多発警報実施要領

徳島労働局

徳島労働局では、平成25年度より「徳島第12次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止対策の強化を図ってきたところであるが、平成28年6月13日現在において、労働災害による死亡者が9人（昨年同期2人）となり、平成19年以降では死亡労働災害が多発した平成26年を上回り、最多の死亡者数となった。

業種別では、製造業2人、建設業2人、水産業2人、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設で各1人となっており、この9人のうち、7人が50歳以上である。

人の生命はかけがいのないものであり、いかなる社会情勢、経済情勢であっても、働くことで生命が脅かされるようなことがあってはならない。

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害は、被災者本人や家族にとって悲しみとなるだけでなく、企業や産業界にとっても大きな損失となる。

このため、「死亡労働災害多発警報」を発令し、県内の事業者及び労働者をはじめとする関係者に対して、労働災害の撲滅に向け下記の事項について取り組むよう呼びかけることとする。

## 記

### 1 実施期間

平成28年6月16日～7月31日

### 2 主な実施事項

事業者と労働者が「安全」の確保を最優先にすることを再確認し、不安全状態・不安全行動を無くすため、「何が危険か」、「どうなれば危険か」など、基本に立ち返り、安全総点検を行う。

### 3 取組事項

#### (1) 徳島労働局

- ・安全パトロールを行う。
- ・各労働災害防止関係団体へ要請を行う。
- ・事業者団体等に対する周知・啓発を行う。
- ・各種会合、説明会等を活用して周知を行う。
- ・徳島労働局ホームページによる周知を行う。
- ・広報資料等の作成、配付を行う。
- ・労働災害撲滅のキャッチフレーズ「Safe work TOKUSHIMA」ロゴマークの活用を呼びかける。

## (2) 各労働基準監督署

- ・事業者への監督・個別指導を行う。
- ・事業者への集団指導を行う。
- ・各労働災害防止団体への支援を行う。
- ・管内の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。
- ・労働災害撲滅のキャッチフレーズ「Safe work TOKUSHIMA」ロゴマークの活用を呼びかける。

## (3) 各労働災害防止関係団体

- ・自主的安全パトロールを行う。
- ・機関紙等による会員への周知・啓発を行う。
- ・啓発用資料の作成、配付を行う。
- ・会員事業場への支援を行う。
- ・各労働災害防止団体に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。
- ・労働災害撲滅のキャッチフレーズ「Safe work TOKUSHIMA」ロゴマークの普及促進を図る。

## (4) 事業者

- ・経営トップが「安全宣言」を行い、率先垂範して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内の「安全衛生活動の総点検」を行う。
- ・安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図る。
- ・高年齢労働者の労働災害防止に向けた職場の環境改善（「高年齢労働者緊急労働災害防止対策実施要綱」に基づく措置）を行う。
- ・非定常作業における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・一人作業における作業手順の確認及びKY活動等を行う。
- ・墜落・転落災害防止対策を徹底する。
- ・運転者の健康管理と交通労働災害防止の徹底を図る。
- ・雇入れ時等の教育、危険業務従事者（再）教育等を行う。
- ・労働災害撲滅のキャッチフレーズ「Safe work TOKUSHIMA」ロゴマークを使用した安全意識の向上を図る取組を行う。